

第 678 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 7 月 30 日（水） 9 時 27 分～10 時 55 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	山口会長、庭本委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 最低賃金実態調査結果等について (2) 意見陳述について (3) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について (4) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より、少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。 委員の皆様には、大変お暑い中御出席いただきまして、ありがとうございます。 本日は千田委員、坂本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行、山口会長よろしく願いいたします。 ○山口会長 それでは、ただ今から、第 678 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 まず、本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に記載しておりますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、2 の議題（1）に入りたいと思います。 「最低賃金実態調査結果等について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。	

○安積賃金室長

それでは、事務局より、最低賃金実態調査結果等について、御説明させていただきます。

(以下資料1「生活保護と最低賃金(中央目安小委員会)」、「生活保護と最低賃金の比較(兵庫労働局)」、資料2「令和7年賃金改定状況調査結果」部分について説明)

この後に兵庫労働局で実施いたしました「令和7年度最低賃金に関する基礎調査の結果について」、引き続き、事務局の担当者の村田より説明させていただきます。

○村田労働基準監督官

私からは「最低賃金に関する基礎調査の結果について」を説明させていただきます。

(以下資料3「令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果」について説明)

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○松岡委員

この調査の未満率というのは、要は法違反というような状況と思われるのですが、それに対して、兵庫労働局の方は何かアクション等をされておられるのでしょうか。

○安積賃金室長

この未満率は全て法違反というわけでもありません。最低賃金の減額特例許可という制度で障害をお持ちの方は減額の許可がされているケースもあります。

あと確かに法違反の部分もあろうかと思います。しかし、これは統計法に基づいた調査ですので、それを基に例えば労働局から管轄の監督署に指示を出して、この会社に指導に行けとかということはできません。しかし、その地域とか企業の規模とか業種とか違反率の高いところを的確に捉えて、各監督署にそういうところを中心に監督に当たるように指示をしております。

○松岡委員

ありがとうございます。

○山口会長

その他いかがでしょうか。

基礎調査の回収率というのはほぼ100%なのでしょうか。

○村田労働基準監督官

100%というわけではありません。集計結果160ページの資料をみていただければと

思います。こちらに必要労働者数 5,065 人となっているのに対して、実際に集計できた労働者数が 4,521 人となっているかと思います。このように目標よりも少し低くなっている数が今回集計できたことにはなっております。

○山口会長

この廃止率というのは、送ったけれども、つぶれてなくなっていたということですか。

○村田労働基準監督官

そうですね。廃止や続けてはいるのですが、労働者数ゼロといったところが廃止等に集計されております。

○山口会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○堀井委員

先ほど規模別と地域別でそれぞれ 3 つの区分に分けているということでしたが、具体的にそれぞれでどのぐらいの事業所がそこに該当しているのかという数字が分かれば、どこかに集中しているとか、満遍なく調査がかかっているのかとか、それを教えてほしいのですが。

○山中労働基準監督官

母集団事業数を基に、事業場規模、地域ごとの調査対象事業場数が本省より示されており、それに基づき無作為に事業場を選定させていただいております。

そのため、特定規模の事業場、特定の地域に調査対象事業場が偏っているということはありません。

○山口会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○各委員

(他になし)

○山口会長

調査結果の捉え方については、様々な意見や考え方があると思いますが、調査結果としての数値については、毎年、金額審議をする上で有効な判断材料として使っておりますので、労使双方、この結果を踏まえて、審議いただければと思います

続いて、議題（２）の「意見陳述について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

兵庫県最低賃金の改定決定にかかる関係労使の意見聴取につきましては、７月２８日まで公示を行いました。

その結果、兵庫県労働組合総連合、ＪＭＩＴＵ兵庫地方本部、それと兵庫県パート・ユニオンネットワークの３団体から７月２５日又は２８日にそれぞれ意見書の提出とともに口頭意見陳述の申出がありました。本日は、意見の申出をされる方にお越しいただいております。

また、それ以外の労働組合２１団体からも７月２２日から２９日までの間に意見書の提出をいただいております。

お手元の審議会資料（意見書等）を御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、どういう団体から意見書の提出があったのかというのを一覧にしております。また、御確認いただけたらと思います。

その資料の４４ページになりますが、尼崎地区労働組合総連合からは、昨日ですが、２，９４３筆の署名の提出も受けております。参考としまして、個人名を伏せた形で、署名書面を１部添付させていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

では、本日意見陳述される各団体の意見書につきましては、今御覧いただいております資料の１ページ目を御覧ください。

１ページ目、２ページ目、３ページ目がこれから意見陳述いただきます各団体の意見書になっております。

まず、資料１ページ目としまして、兵庫県労働組合総連合から「最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書」が提出されております。続きまして、２ページ目としまして、ＪＭＩＴＵ兵庫地方本部からも同様の意見書が出されております。また、兵庫県パート・ユニオンネットワークからは３ページ目としまして、「最低賃金改正決定に係る意見について」という意見書が提出されております。

以上、それぞれの労働組合から兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あてに意見書等が提出されておりますことを御報告させていただきます。

では、次に意見陳述の準備をこれからさせていただきたいと思います。

順番は、先ほどの資料の並び順のとおり、兵庫県労働組合総連合、ＪＭＩＴＵ兵庫地方本部、兵庫県パート・ユニオンネットワークの順とさせていただきます。

意見陳述の時間はおおむね各団体１０分以内、意見交換を含め、各１５分以内でお願いさせていただきます。

それでは、準備が整いますまで、そのまま少しお待ちいただきたいと思います。

（事務局が意見陳述者を呼び、その着席後に）

○山中労働基準監督官

それでは、最初の方を御紹介させていただきます。兵庫県労働組合総連合の成山様です。

○山口会長

早速ですが、提出された意見書に基づいて 10 分以内で意見陳述をよろしく願いいたします。

○成山陳述人

それでは、意見を述べさせていただきます。

兵庫県労働組合総連合で私、議長を務めております成山です。

私の出身は、郵政産業労働者ユニオンという郵便局の労働組合でございまして、今も役員を務めております。

郵便局で働く労働者というのは、全国で約 40 万人おりますが、その半数、約 20 万が非正規雇用労働者です。中でも、内務作業者は、最賃ぎりぎりの時給で働かされております。この近くにある神戸中央郵便局では、非正規労働者の場合、時給は 1,080 円からスタートします。6 段階あって、最高でも 1,250 円までで、何年働いてもそれ以上には上がらないというのが実態です。

私が郵便局に就職したのは、1980 年でしたが、当時の郵便局では非正規雇用労働者といえば年末の年賀処理のアルバイトなどで、日常はほぼ正社員で業務が処理されておりました。それが、1995 年に日経連が新時代の日本的経営という文書を発表して以来郵便局の職場でも正社員が減らされ、非正規雇用労働者に置き換えられるということが進められました。このことは日本の他の大企業でも起こったことだと思います。

その結果、労働者の実質賃金が下がり続け、国内の消費購買力が低下し、日本経済が低迷するいわゆる失われた 30 年となって、今に至るわけだと思います。

私は郵便局の職場では、雇用は正社員が当たり前、非正規雇用というのはそもそも臨時的・一時的に業務量が増えたときにその業務を担うために雇用する労働者であり、常時ある業務は正社員として雇用して当たるべきだと考えます。

非正規雇用ということで 2 年、3 年と長期にわたって、雇用し続けている労働者については、その労働者の働く能力を使用者側も認めているわけですから、本人が希望すれば、長期に雇用している非正規労働者は正社員として雇用すべきです。

このことを労働組合として要求し続けてきました。そして、同時に非正規雇用労働者といっても、時給については、正社員と同じにすべきであり、差別をやめるべきだということで均等待遇も要求し続けてきました。

そして、現在我々の所属する全労連では最低賃金は今すぐ時給 1,500 円、そして 1,700 円を目指す。これは誰でもフルタイムで働けば、普通に暮らせる社会にという運動でそれに取り組んでおります。

現在の最低賃金は最高額の東京が 1,163 円、全国の加重平均は 1,055 円、兵庫県は

1,052 円となっております。大阪は 1,114 円、京都は 1,058 円で兵庫県を上回っています。兵庫県の最低賃金時給 1,052 円ではフルタイムで働いたとしても月 160 時間として賃金は 168,000 円、もろもろ引かれますと手取りが 13 万円程度で、一人暮らしはできないということになっております。

仮に最賃 1,500 円になれば、月 160 時間働けば、賃金は 24 万円、手元には 20 万円程度残るということになります。

私達兵庫労連では、4 年前に最低生計費調査を行いました。

一人暮らしの人からアンケートを取り、25 歳の独身者が神戸市内で平均的な生活をするためには、1 か月どれぐらいの賃金が必要かを試算しました。男女とも 24 万以上必要だという結果になりました。今では、物価高の下でもっと必要となっていると考えられます。24 万円を労働時間 160 時間と計算しますと、時給が 1,500 円となるわけでございます。

世界の最賃の例をみますと、アメリカでは州別に毎年のように改定され、また州よりも高い最賃を都市別に設定しており、時給が 2,000 円を超えるという水準になっておりますし、ヨーロッパでも 2,000 円を超える水準となっております。

失われた 30 年を脱して、日本経済を活性化させる意味でも、働く者の賃金引き上げは不可欠でございます。その原動力となるのは、最低賃金の大幅な引き上げによる賃金の底上げだと思います。

経済力の弱い中小零細企業には欧米やまた韓国にも見習って、政府による直接支援を行いながら、最低賃金の大幅な引き上げを継続して行うことが求められております。

昨年も述べましたが、最近強調されるジェンダー平等実現のためにも、最賃の引き上げは重要な課題だと考えます。働く女性の 54% が非正規雇用です。非正規雇用労働者の 7 割が女性です。女性は男性に比べると、生涯 40 年働いたとして、その賃金格差は 1 億円になると言われております。最低賃金 1,500 円の実現で全ての労働者がフルタイムで働けばまともに暮らせる賃金を得られるようにすることがジェンダー平等社会の実現のためにも土台となるものだと考えております。

述べさせていただいてきたとおり、私は最低賃金はすぐに 1,500 円に引き上げ、フルタイムで働けば、誰でもまともに暮らせる社会の実現することが日本経済の好循環、活性化の必要不可欠な課題であると考えております。

しかし、中央審議会の目安はまだ示されておりませんが、それが示されれば、これは非常に重いものであるし、一定の縛りになると考えます。

したがって、目安を一定の水準として、できるだけそれに上積みをすることを要望いたします。

中央審議会の目安というのは最低ラインであって、これ以下の金額を答申することは論外だと思います。全国的にも目安を下回るような答申を出している地方審議会はありません。

例年審議会の最終盤 1 円の攻防というのが問題になりますが、経営者側特に中小零細企業の支払能力を問題にされます。しかし、兵庫県より最賃が 62 円も高い大阪やまた

111 円高い東京などにおいて、最賃の引上げによって、中小零細企業も倒産件数が増えたという実態はございません。

そして、昨年は徳島県では目安額 50 円に対して、34 円上回る 84 円の引上げの答申が出され、実施されましたが、そのことによって、混乱が起こった、また、倒産が増えたなどの報道はございません。

それどころか、徳島県では最賃引上げを決めた昨年 8 月以来、9 か月連続で実質賃金がプラスとなっております。日本全体では一時金支給月を除いて、マイナスとなっていることとは対照的だと思います。

昨年の徳島に見習って、大幅引上げの答申を出していただけるようお願いをしまして、意見陳述を終わります。ありがとうございました。

○山口会長

ありがとうございました。

ただ今の兵庫労働組合総連合からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

○堀井委員

非正規の方については、無期転換の制度があると思うのですが、その辺はどういう運用がされているのでしょうか。

○成山陳述人

無期転換が導入されて、郵政の場合は 3 年間雇用された人は実質的に無期転換になりますが、労働条件とか時給とかそういうものは変わりません。雇止めがないということだけのことであって、労働条件は一切変わらないということになっています。

○山口会長

ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次の方をお願いいたします。

(意見陳述者が交代、次の意見陳述者が着席)

○山中労働基準監督官

それでは、次の方を紹介させていただきます。

J M I T U 兵庫地方本部の中村様です。

○山口会長

兵庫地方最低賃金審議会の会長を務めております山口です。

早速ですが、提出された意見書に基づいて 10 分以内で御意見の方を述べていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中村陳述人

おはようございます。

今紹介いただきました J M I T U 兵庫地方本部執行委員長をしております中村です。兵庫労連でも副議長をしています。

兵庫労連、J M I T U 合わせて意見を述べさせていただきたいと思います。

意見書どおりなのですが、私達は 7 時間働けば、人間らしい暮らしができる最低賃金水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

具体的に言いますと、兵庫地方の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げること、全国一律最低賃金制度の導入を上申すること。最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小零細企業の直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税を有効と認識し、実施を求めること。より開かれた審議をするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会、専門部会委員の公正任命を求めます。また、口頭意見陳述の機会や傍聴人数を拡充することを求めます。

今年は 5 月 27 日の審議会資料 107 ページに全労連の最低生計費調査が添付されました。憲法 25 条を保障するには、全国どこでも 1,500 円以上必要ということが明らかです。兵庫でも 2022 年 6 月に結果を発表しました。それは物価高騰の前のデータでありますので、それ以上になっているという現状です。

労働者にとって、今すでに 1,500 円以上必要な状態にあります。政府の骨太方針に 2020 年代に 1,500 円という高い目標という文言がありますが、決して高い目標ではないということです。今すでに必要な金額が時給 1,500 円以上ということとっています。

去年の審議会、それ以前もそうなのですが、中小企業・小規模事業者に最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるよう十分な支援策を行うことという答申が出されています。それは兵庫だけではなく、中央も地方もそうだと思います。

中小企業支援とあと兵庫では労働者への補助、両方を求めたと理解しております。今国会で議論されている消費税率引下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手だと思います。ぜひ実施を求めていただきたい。

私達兵庫労連はこれまでも署名提出、意見書提出、審議会への意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴も行ってきましたが、最賃での生活がどのようなものかとか、最低生計費はいくらになるのかということは、私達が見ている限り、全く議論されていません。中央の審議会の目安が出てから、それに 1 円足すかどうかというような目安に固執した議論になっていて、今の労働者の現状からすると、低過ぎます。

労働者委員の連合独占という状態についても、全国的にそのままで、連合以外の労働

者の意見が審議に反映されません。

審議会が専門部会も公開されるようになってからも、議論の始まりが連合さんのデータ、リビングウェイジとかその辺から始まるので、それについても疑問を持っています。今年は審議会資料に全労連の資料もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

これまで委員も私達がずっと推薦してきましたが、1回も通ったことはありません。連合さんの委員は多分一人も落ちていないのではないかと思います。このような状態で委員が選任されているということです。これから開かれた審議会を求めます。

前回の7月15日の審議会では、労側と使側だけでの別室協議というのがあり、私達は傍聴で待機するという場面がありました。公労とか公使とかいうのはまだ理解できますが、労と使だけの協議というのは私達から見ると、密談、談合という感じに見えます。必要ないと思いました。

今年度の審議では、最初に申しましたとおり、1,500円以上の引上げと地域間格差の解消に向けた決断をぜひ求めます。

地域経済の好循環のためにも、中小企業支援の抜本的な拡充を求めます。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今JMITU兵庫地方本部からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことがございますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いいたします。

(意見陳述者が交代、次の意見陳述者が着席)

○山中労働基準監督官

それでは、次の方を御紹介させていただきます。

兵庫県パート・ユニオンネットワークの上山様と赫様です。

○山口会長

兵庫地方最低賃金審議会会長を務めております山口でございます。

本日はよろしくお願いします。

早速ですが、提出された意見書に基づいて 10 分以内で意見陳述をよろしくお願いいたしますします。

○森口陳述人

兵庫県パート・ユニオンネットワーク事務局長をしています森口です。よろしくお願いします。

私たちパート・ユニオンネットワークは地区労とユニオンとそして自治体の自治労兵庫県本部の臨時・非常勤職員等評議会という 3 団体がネットワークを作りまして非正規労働者の地位と権利の向上のために活動をずっと 30 年以上行っております。

今日の意見表明なのですが、一つ目は「最低賃金を今すぐ 1,500 円に引き上げること」、二つ目は「全国一律の最低賃金にすること」を強く要望しております。

物価高騰が続いておりまして、とりわけ非正規労働者を直撃しています。

春闘の賃上げは、今年 30 年ぶりの高水準だったと言われていますが、実質賃金は今もマイナスが続いております。

憲法で定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも時給 1,500 円以上が必要であることを私たちは思っています。

私達は毎年意見書を提出し、ここ数年非正規で働く当事者の生の声を委員の皆様にかけていただき、その切実な思いを受け止めて、審議して下さるようお願いをしています。

今日は武庫川ユニオンの組合員の陳述の方をどうぞお聞きください。よろしくお願いします。

○赫陳述人

代読させていただきます。

私は 28 歳の頃、半田溶接の仕事をするようになりました。当時は全くの素人でしたので、必死に技術を習得したくて頑張りました。子供を保育所に預けていたので、仕事との両立には主人が助けてくれました。

その頃、携帯電話の製造がされ始めた頃で、残業や休日出勤がありました。2 週間ほど、三菱電機へ研修に行き、携帯電話以外の半田溶接のことも教えていただきました。その後はいろいろな基盤に携わることになり、難しいなりに結果を出せていました。残念ながら、6 年後会社は倒産してしまい、別の会社に就職したのですが、仕事の内容が楽しいものではなく、別の仕事を探そうか迷っているとき、倒産した会社の上司から今働いている大阪電技に誘っていただき、三菱電機で派遣として 4 年近く働かせていただきました。そこで、改めて半田溶接の様々な経験をさせていただき、技術を磨いてきました。

2007 年、持病の股関節の痛みのため、立ち仕事である三菱電機の仕事が出来なくなり、大阪電技・稲野工場で働くことになり、2008 年に手術をしました。

復帰後、三菱電機からの依頼を受け、難しい仕事もさせていただきました。その結果半田溶接のスキルは格段に向上し、取引先である三菱電機や島津製作所の技術担当者からも高い評価を受けるまでになりました。

2019年、取引先から高評価を受け、他の人が行った半田溶接の失敗を手直しするなどしているのに、あまりにも時給が低いので、武庫川ユニオンに加入し、団体交渉を通じて、月5千円の技能手当が支給されることとなりました。2021年にも改めて団体交渉を行い、技能手当が1万円に引き上げられました。

そうした中で、2024年6月、2度目の股関節手術を行い、復帰後はたくさんの仕事をいただき、会社の売上げにも貢献してきたと自負していますが、会社は私の働きを全く評価せず、「会社自体が儲かっていないので上げられない」の一点張りでした。この間の物価高騰の状況や会社への貢献を評価するよう改めて団体交渉を通じて訴え、今春闘でようやく1万円の引上げをさせることが出来ました。

正社員の賃上げがされても、非正規雇用で働く私たちはいくらスキルがあっても、最低賃金が引き上げられなければ、賃金は据え置かれてきました。非正規雇用で働く人で私のように団体交渉ができる人はそんなにたくさんいるわけではありません。

今春闘で5%を超える賃上げがされたと報道されていましたが、実質賃金は5か月連続でマイナスです。それほど物価上昇は急激です。ぜひ最低賃金を1,500円にしてください。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の、兵庫県パート・ユニオンネットワークからの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

よろしいですか。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、これで終わらせていただきます。

ただ今の意見陳述につきまして、また参考に今後の議論に生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議題(3)の「地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について」に入ります。

事務局において、説明をお願いいたします。

○岡本労働基準部長

事務局から説明させていただきます。

報道等で承知されているところとは思いますが、昨日４回目の目安小委員会が開催されたようですが、目安は出なかったということでございます。

次回５回目が明日にセットされているというところでございますが、時間の関係等もございまして、皆さんに配布しました目安小委員会に第１回、第２回で提出されました資料について、少々お時間をいただき、御説明をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

（以下、資料２「中央最低賃金審議会関係資料（抜粋）」の１８ページから１５４ページまでについて、説明）

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

○松下委員

今配布いただいた資料の中に倒産の動向というのが１２３ページからあるのですが、これの都道府県別とか、兵庫の状況とかが分かるものはありませんでしょうか。

○岡本部長

色々倒産状況とかの資料は把握しているのですが、それを出して良いか、著作権の問題とかもありますので、少し検討させてください。それらを取りまとめれば、兵庫県の状況はお出しできると思います。

○松下委員

よろしくお願いいたします。

○山口会長

御検討の方、よろしくお願いします。

その他よろしいでしょうか。

膨大なデータになりますので、じっくり検討いただくという形でお願いしたいと思います。

それでは、最後の議題（４）「その他」についてですが、事務局から何かありますかでしょうか。

○安積賃金室長

はい。

次の当審議会の日程等について簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、本日この本審の後に引き続いて兵庫地方最低賃金審議会の専門部会を開催する予定としております。この専門部会においては、中央での審議会で示された目安を参考として、各地域の実情を踏まえた金額審議を図ることとなります。そのため、中央での目安答申が遅れることにより、この専門部会の審議もずれ込むことが予想されております。

この専門部会で改正金額を決定した報告案が出された後に、次回本審において答申する予定となりますので、このような状況を踏まえまして、次回の審議会につきましては、中央での目安が出た後、地賃の専門部会において改正金額審議を行い、この本審を開催して、答申する必要があると思います。

そのため、それらの審議状況を踏まえながら、別途調整させていただきたいと思っております。

また、事前にこちらから各委員の皆様に御連絡させていただきたいと思います。

何とぞ御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○山口会長

では、当審議会の開催については、事務局において、中央での審議の状況に応じて、別途日程調整いただくということになるかと思います。

それに応じて、開催していくという形を取りたいと思います。

また、その審議会につきましても、公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

それでは、事務局でその予定で準備をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、その予定で準備させていただきたいと思います。

○山口会長

他になれば、これで審議会終了といたします。お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉